

自主行動計画

2001年6月13日

発表者：中西心紀、吉田紗知

経団連環境自主行動計画

1991年4月 経団連地球環境憲章

「環境問題への取り組みが企業の存在と活動に必須の要件である」

1996年7月 経団連環境アピール

- ・ 環境分野の重要問題に対して、自主的かつ積極的な責任ある取り組みを進める
- ・ 企業も「地球企業市民」としての意識
- ・ エネルギー効率の改善等の具体的な目標と方策を織り込んだ産業毎の自主的行動計画の作成と、その進捗状況の定期的レビュー

1997年6月 経団連自主行動計画

1. 参加業種・団体

現在 34 業種、(e.g. 日本自動車工業界、日本ガス協会、石炭エネルギーセンタ
日本鉄鋼連盟 etc .)

一、

2. 特徴

各産業が誰からも強制されることがなく自らの判断で行った全くの自主的な取り組みである

製造業・エネルギー - 多消費産業だけでなく、流通・運輸・建設・貿易・損保など参加した業種が極めて幅広い

温暖化対策と廃棄物対策について、多くの産業が数値目標を掲げている

行動計画は当面、毎年レビューし、結果を公表する

定期的なレビューが、産業界が環境対策に継続的に改善し続けていく仕組みを作る

3. 目標（地球温暖化対策）

「2010 年に産業部門およびエネルギー転換部門からのCO₂排出量を 1990 年レベル以下に抑制するよう努力する」

4. 自主行動計画の内容

エネルギー多消費 4 産業の自主行動計画の概要（2000 年度）

鉄鋼

省エネ技術の普及拡大や廃プラスチックの製鉄所での利用などによって、生産工程における省エネを推進し、エネルギー消費量で 2010 年には 1990 年比 10%削減。（1999 年度実績 6.1%減）

化学

設備・機器の効率の改善や排出温冷熱利用等によるエネルギー回収などにより、2010年にはエネルギー原単位を、1990年の90%にするように努力。(1999年度実績95%)

また、HFCなどの温室効果ガスの排出を極力抑制する。

自動車

各種工程における省エネ対策、技術の高度化、素材の軽量化などによって、生産工場から排出される2010年度のCO₂排出量を1990年度の10%減とする。(1999年度実績16%減)

自動車単体の燃費を向上させ、改正省エネ法の燃費目標を達成する。

2000年以降の新型車に冷媒(HFC134a)使用量を1995年度比で約10%低減したカーエアコンを採用。

セメント

省エネ設備の普及や、産廃燃料の使用拡大によって、2010年度におけるセメント製造用エネルギー原単位(化石燃料、オイルコークス、購入電力量)を1990年度比3%程度低減させる。(1999年度実績1.7%減)

5. 第1回フォローアップ(1998年12月)

- ・1997年CO₂排出量は28業種で、1億3300万トン(炭素換算)と、1990年度比3.0%増加
- ・要因の一つ...個別企業の省エネやエネルギー転換の努力にもかかわらず、生産量自体が増加した
- ・自主行動計画における対策を実施しないと、2010年の産業部門・エネルギー転換部門からのCO₂排出量は1億4300万トンになると予想される。
→行動計画の実施により、2010年には、産業部門およびエネルギー転換部門からのCO₂排出量は1990年程度に抑制される見通し

6. 第2回フォローアップ(1999年11月)

- ・1998年度のCO₂排出量は31業種で、1億2600万トン(炭素換算)となり、1990年度比で2.4%減、1997年度比でも6.0%減少。
- ・要因...素材産業等での生産量が減少 + 各業種・産業のCO₂排出原単位やエネルギー原単位の向上への努力

7. 第3回フォローアップ(2000年11月)

- ・1999年度のCO₂排出量は34業種で、4億7865万トン(二酸化炭素換算)となり、1998年度比で2.9%増加したが、1990年度比では、0.1%減少。

99 年度 C O 2 排出量が 90 年度比 0.1 % 減少しているのは、近年の日本経済の低迷による影響もあるが、各業種・企業の努力の成果である。98 年度比で 2.9 % 増加しているのは、企業の努力を景気回復が上回っているため。

(C O 2 排出量増減についての要因分析より：内訳、電力原単位の改善分		-2.2 %
各業種の努力分		- 2.1 %
<u>経済の拡大等</u>		+ 4.2 %
合計		- 0.1 %)

今後、対策を講じて、2005 年度頃までは C O 2 排出量は概ね増加傾向であると予想。

→ 目標達成は決して容易ではない。

- ・ 今回参加した 34 業種のうち、C O 2 排出量が 90 年度比で減少した業種は 20 種、98 年度比で減少した業種は 15 業種であった。(表 1 参照)
- ・ C O 2 排出原単位あるいはエネルギー原単位を目標として示した 21 業種のうち、90 年度比で原単位が改善した業種は 15 業種、そのうち 98 年度比でも改善した業種は 9 業種に上る。(表 2 参照)
- ・ 改善点 参加業種の拡大等によるカバー率の上昇。
 → 産業部門・エネルギー転換部門全体の排出量の約 76.5 % をカバー。
 C O 2 排出量増減に係る要因分析の試算の実施
 個別業種版における記載内容の充実

前回の補足

「温暖化ガスのうち相当の割合を占めるエネルギー起源のＣＯ２に関しての対策が重要」

エネルギー起源ＣＯ２における削減の内訳 単位：百万ｔ（炭素換算）

	1990 年	2010 年 B A U	対策内容	2010 年排出量 削減量
産業鉄鋼 紙パルプ セメント 化学 等	1 3 5	1 4 2	廃熱回収、次世代コークス炉 等堅型ミル型 気相法低密度設備等 高効率モーター等	1 2 6 - 1 6 (対 1990 年 - 7 %)
民生	7 2	9 9	機器効率改善 - 9.7 住宅省エネ - 10.3 液晶ディスプレイ等 - 2.4 冷暖房適正化等 - 5.0	7 2 - 2 7 (対 1990 年 ± 0 %)
運輸	5 8	8 1	自動車単体対策 - 4.4 交通・物流対策 - 5.6 アイドリング・ストップ等 - 1.4 テレワーク - 1.1	6 8 - 1 3 (対 1990 年 + 1 7 %)
転換	2 1	2 5	所内消費の省エネ等	2 2 - 3
合計	2 8 7	3 4 7		2 8 7 - 6 0 (対 1990 年 ± 0 %)

H 1 3 年 3 月環境省地球環境局温室効果ガス削減技術シナリオ策定委員会「6 % 輩出削減目標の達成に向けた当面の対策の概要」より抜粋作成

自主行動計画への批判と環境税

日本における直接規制と自主的取り組み

歴史的にこの2つの政策は日本において頻繁に行われてきた。

直接規制

- ・汚染削減費用のみを負担すればよく、新たな税負担を回避できる

自主的取り組み

- ・公害発生の防止に最も有効に機能したのが企業努力

自主行動計画の限界

- ・企業努力によってCO₂排出を削減できても供給サイドのみである。
- ・家計の排出するCO₂を抑える手段がない
- ・効力を出すためには直接規制と同じようにある種の罰則を課す必要がある。
- ・非協力的な企業が存在

環境税について

環境税反対派の主張（主として産業界）

CO₂排出量の削減で十分に効果を挙げようとする、相応に高い税率を必要とする。

日本だけ先行して炭素税を導入しても企業の経済活動は非導入国にシフトするのみで、CO₂排出量の削減効果の一部（または全部）が、相殺される恐れがある。

年エネルギー需要の伸びの大きい民生・運輸部門で、需要の価格弾力性が低く、炭素税導入による効果は限られる。

限界削減費用を正確に把握できないので、課税の効果は不確実であり、そもそもCO₂排出量全体をコントロールすることは難しい。

環境税導入派による反論

は経済成長や国際競争力など、マクロ経済に対する悪影響を懸念したもの。

→ 税収や補助金の還元を含めた計量モデルで、その影響が比較的小さいこと、国際協調、相殺関税の実施により反論可能。

長期的には効果がある

ボーモル＝オーツ的な手法が有効である。

国際協調と相殺関係

- ・ 世界共通炭素税
- ・ 相殺関係を設ける（炭素税の国境税調整）
→ 実現困難

環境税に対する国内世論

『環境にかかる税。課徴金の導入の賛否』1994「経済的手法に係る国民合意に関する基礎調査研究会」(財政経済協会)

『地球温暖化を防止するために、炭素税の導入を図るという考えについてどう思うか?』1997「環境にやさしい企業行動調査」(環境庁)

『炭素税導入の是非を問うアンケート』1997(日本経済新聞)

諸外国による環境税の導入

北欧諸国、ドイツ、イタリア、英国(気候変動税)

環境税の導入の困難さ

正当な税率を見つけるのは困難である。

また税率の調整の必要性がある。

環境税と排出権取引(詳しくは次回)

税・・・コストは確定するが排出量がどこまで削減されるかは不確定

排出権取引・・・排出総量は確定するがその費用は不確定

発表者の意見

まず税ありきというのではなく、企業の自主的取り組みである自主行動計画という経団連の姿勢は評価できる。日本企業の自主行動の質の高さは歴史的にも証明されている。よってわが国の環境政策において直接規制と自主行動計画を基軸とした政策を温暖化対策に際し導入したのは妥当な選択であったといっていよい。

しかし現在の直接規制+自主行動計画の効果を考え、そのみの政策による効果で十分ではないと予測される場合は途中段階において政策の見直しを行い「環境税」という選択肢を含めた新しい政策手段の導入を検討すべきである。そのためにも環境税についての議論を積極的に行うべきである。また国内外の排出権取引についても積極的に検討していくべきである。

経団連の環境税に対する基本姿勢

・環境税の導入には慎重な検討が必要

環境税は石油危機前後のエネルギー価格の動向とガソリン、電力の需要推移など過去の例をみても、そのCO₂排出抑制効果は疑わしい。欧州の導入国で行われた税によるCO₂削減効果に関する分析事例においても、CO₂排出が減少した国はなく、むしろ増加傾向にある国もあり、十分な効果をあげたとは言い難い。

CO₂の排出抑制につながるような高い税率を設定した場合には、産業の国際競争力の低下を招くとともに、省エネのための技術開発や設備投資の資金原資を流出させるなど、成果をあげている産業界の自主的な取り組みを阻害することとなる。エネルギー多消費産業においては、低税率であっても、巨額の税負担となり、省エネ投資も実行できなくなる。また、エネルギー効率の低い国における生産が増加し、かえって地球規模でのCO₂増加を招くという矛盾も生じる。

環境税導入の目的を環境対策費用の財源確保におく考え方があるが、環境対策に必要な財源は単なる追加的な賦課ではなく、歳出見直しから捻出すべきである。また、環境負荷に応じて課税し、一方、環境負荷につながらないものは減税するやり方（bads 課税、goods 減税）や、税収中立に立った議論においても、個々の産業に対する影響や既存のエネルギーおよび自動車関連諸税の実態を十分に踏まえた検討が不可欠である。

産業界、国民の納得を得る努力を

税の導入ありきというのではなく、まずは、環境税導入による効果と経済への影響の明確化、さらには既存税制との調整等について、中長期的な視点に立った幅広い調査・研究が行われる必要があり、それらの結果が産業界や国民が十分納得できるだけの説得力をもって示されるべきである。

環境税を巡っての様々な議論

「環境税をどう評価するか」(地球産業文化研究所、日本エネルギー経済研究所共催)

横浜国立大学経済学部の諸富徹助教授「国際排出権取引の始まっていない2008年までは移行期間として安い環境税でいく。2008年以降は、国際排出権取引価格に連動させる。つまり、国際排出権取引制度を使いながら、環境税を導入する。」

京都大学経済研究所の佐和隆光教授「炭素税制の導入は、「消費者から政府への所得移転」であり、政府が移転された所得の使い道を誤らない限り、それによって経済成長率が鈍化するわけではない。増減税同額（税収中立）の原則にのっとって、炭素税収に等しいだけの個人所得税減税を行えば、炭素税の経済影響はほぼ中立的と見てよい。」

大阪大学社会経済研究所の西條辰義教授「排出権取引と環境税を比較すると、京都議定書のターゲットを満たすという意味では、排出権取引は炭素税に対して優位性を持っている。したがって、排出権取引を軸に国内制度設計を考えるべきである。そして、国際制度と国内制度をリンクするよう留意するべきである。また、日本は、環境鎖国から、JIやCDMだけでなく、技術をどんどん外国に売っていくような環境貿易立国を目指していくべきである。最後に環境税は地球温暖化の視点とは別の視点が必要である。つまり、京都議定書の目標達成のためには、排出権取引のほうが勝っているということであり、環境税は不要というわけではなく、環境問題が環境にマイナスの価格をつけているという観点からは環境税は必要である。」

参考文献および資料

石弘光 1999 『環境税とは何か』 岩波書店

植田和弘 1997 『環境政策の経済学』 日本評論社

山口光恒 2000 『地球環境問題と企業』 岩波書店

環境省ホームページ

経団連ホームページ

地球産業文化研究所ホームページ

野村・横手氏による 2000 年度のレジュメ